令和８年７月

お客様　各位

ＪＡバンク山口

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

平素よりJAバンク山口をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手機能の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであり、これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、JAバンク山口におきまして、下記のとおり対応することとなりましたので、お知らせいたします。

記

１　手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を令和8年12月30日（水）とします。

最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は、当座貯金からのお支払いができません。

なお、小切手の店頭呈示による当座からの払出は引き続き可能です。

２　他行を支払地とする手形・小切手の貯金入金受付終了

令和8年12月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の貯金入金の受付を終了します。

３　手形・小切手機能の全面電子化に伴う代替手段のご案内

現在、手形・小切手をご利用のお客様におかれましては、法人インターネットバンキング等による振込や、払戻請求書および通帳による当座貯金口座からの出金をご検討いただきますようお願い申しあげます。

※なお、本件に関しまして、ご不明な点等ございます場合は、お近くのJA窓口へご相談ください。

以　上